○経済産業省令第六号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第十号）の施行に伴い、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第十二条」を「第十六条」に改める。

第二十七条中「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第五条第二項」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令第二条第二項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○財務省告示第二十六号

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用し、法人税法施行規則第八条の三の十第三項及び第五十九条第三項に規定する保存の方法を定める件（平成十年三月大蔵省告示第百三十六号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年一月二十五日

財務大臣　安住　淳

1　法人税法施行規則（以下「規則」という。）第八条の三の十第三項（規則第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の表の第一号の下欄及び第五十九条第三項（規則第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の表の第一号の下欄に規定する財務大臣の定める方法は、規則第八条の三の十第三項の表の第一号の上欄に掲げる書類又は規則第五十九条第三項の表の第一号の上欄に掲げる書類（以下「指定書類」という。）を規則第八条の三の十第一項、第二十六条の三第一項（同条第二項及び規則第六十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号及び次項において同じ。）、第二十六条の五第一項（規則第六十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号及び次項において同じ。）、第三十七条の三の二第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号及び次項において同じ。）、第五十九条第一項（規則第六十二条において準用する場合を含む。第五号及び次項において同じ。）又は第六十七条第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号及び次項において同じ。）の規定により保存すべき場所に、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）B七一八六（マイクロフィルムリーダ及びマイクロフィルムリーダプリンタ）に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタを設置し、かつ、当該指定書類が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを、当該マイクロフィルムに撮影された当該指定書類を検索することができる措置（当該指定書類の種類及び当該指定書類に記載されている日付を検索の条件として、特定の書類を検索することができるものに限る。）を講じて保存する方法とする。

一　日本工業規格K七五五八（一九八六）2（安全性）に規定する安全性の基準を満たす材質であること。

二　日本工業規格B七一八七附属書一2（マイクロフォームの実用品位数）に規定する方法により求めた実用品位数の値が十一以上であること。

三　日本工業規格B七一八七8（処理、品質及び保存方法）の背景濃度の値が〇・七以上一・五以下であること。

四　日本工業規格Z六〇〇八4（解像力の試験）の規定により求めた解像力の値が一ミリメートルにつき百十本以上であること。

五　次に掲げる事項が記載された書面が撮影されていること。

イ　規則第八条の三の十第一項の規定により同項各号に掲げる帳簿書類を保存すべきこととされている同項の連結法人、規則第二十六条の三第一項の規定により同項に規定する帳簿書類を保存すべきこととされている同項の内国法人（規則第六十条の五の規定により読み替えて適用する場合にあっては、同条の外国法人）、規則第六十条の五の規定により同項に規定する帳簿書類を保存すべきこととされている同項の内国法人（規則第六十条の五の規定により読み替えて適用する場合にあっては、同条の外国法人）、規則第三十七条の三の二第一項の規定により同項に規定する帳簿書類を保存すべきこととされている同項の連結法人、規則第五十九条第一項の規定により同項各号に掲げる帳簿書類を保存すべきこととされている同項の内国法人（規則第六十七条第二項の規定により同項に規定する帳簿及び書類を保存すべきこととされている同項の普通法人等（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、同項の外国法人）のこれらの帳簿書類又はこれらの帳簿及び書類の保存に関する事務の責任者である者の当該指定書類が真正に撮影された旨を証する記載及び記名押印

ロ　撮影者の記名押印

ハ　撮影年月日

2　規則第八条の三の十第三項の表の第二号の下欄及び第五十九条第三項の表の第二号の下欄に規定する財務大臣の定める方法は、規則第八条の三の十第三項の表の第二号の上欄に掲げる帳簿書類又は規則第五十九条第三項の表の第二号の上欄に掲げる帳簿書類（以下「保存対象帳簿書類」という。）を規則第八条の三の十第一項、第二十六条の三第一項、第二十六条の五第一項、第三十七条の三の二第一項、第五十九条第一項又は第六十七条第二項の規定により保存すべき場所に、日本工業規格B七一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダ又はマイクロフィルムリーダプリンタを設置し、かつ、当該保存対象帳簿書類が撮影された前項各号に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法とする。この場合においては、同項第五号中「当該指定書類」とあるのは、「次項に規定する保存対象帳簿書類」と読み替えるものとする。

○財務省告示第二十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第一項から第四項まで及び第二十七条の五第一項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二の三第一項各号及び第四十二条の五の二第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成二十三年六月財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年一月二十五日

財務大臣　安住　淳

前文中「第十条の二の三第一項各号及び第四十二条の五の二第一項各号」を「第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号」に改める。

本文第一号中「第十条の二の三第一項第一号イ及び第四十二条の五の二第一項第一号イ」を「第十条の二の二第一項第一号イ及び第四十二条の五第一項第一号イ」に改め、本文第二号中「第十条の二の三第一項第一号ロ及び第四十二条の五第一項第一号ロ」を「第十条の二の二第一項第一号ロ及び第四十二条の五第一項第一号ロ」に改め、本文第三号中「第十条の二の三第一項第二号イ及び第四十二条の五の二第一項第二号イ」を「第十条の二の二第一項第二号イ及び第四十二条の五第一項第二号イ」に改め、本文第四号中「第十条の二の三第一項第二号ロ及び第四十二条の五の二第一項第二号ロ」を「第十条の二の二第一項第二号ロ及び第四十二条の五第一項第二号ロ」に改める。

○財務省告示第二十八号

次に掲げる告示は、平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十四年一月二十五日

財務大臣　安住　淳

一　租税特別措置法第十条の二の二第一項第一号、第二号及び第四号並びに第四十二条の五第一項第一号、第二号及び第四号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成四年三月大蔵省告示第五十七号）

二　租税特別措置法第十条の二の二第一項第三号及び第四十二条の五第一項第三号の規定の適用を受ける工事及び配電の設備を指定する件（平成四年十一月大蔵省告示第二百二十四号）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）（配送料別）